414
4

始

法隆寺大鏡

第二十九集

大正
13.3.31
製本

法隆寺大鏡第廿九集挿圖解說

第一、—第六、御物　竹製厨子

總高一尺八寸三分(臺輪共)　長二尺四寸三分　廣一尺二寸八分
扉高一尺五寸六分　同闊九寸一分
臺輪長二尺四寸七分　同廣一尺三寸二分　同厚六分
正面　內部　側面　背面　屋蓋　正面一部實寸

天平寶字五年十月一日の法隆寺東院の流記、佛經并資財條に、合厨子肆足、貳足斑竹、長各二尺五寸、廣一尺四寸、高二尺、著各鎖子、納某師法華疏經文具交廿卷也、法師行信之所集也、右奉納大僧都行信師

といへる項あるは正しく此厨子を謂へるものなり。現品の寸法を天平尺に直して之を流記の寸尺と照比するに、長さ及び廣さに於ては僅かに分厘の小差あるに過ぎざれども、其總高に於ては寸餘の差違ありて、一見不審の感なきに非ず。されども元來物の構造の花車なると其が材料の比較的脆弱なるとより推し考ふれば、これが千幾百の星霜を閱し來れる間に幾度か大小修補を經たるべきは、何人も想像するに難からざる所なるべし。且つ仔細に現狀を檢覈するに四隅の柱部と臺輪の如きは殆ど全部後世の補修と見るべく、又臺輪の金具全部及び菊形鋲釘の大部分の後補にかゝるなど修補の痕跡歴然たるものあるを見れば、寸法の小差を生じたるは寧ろ當然と謂ふべきなり。

厨子の構造は底板、天井板及び二枚の棚板を中心として四方より巧みに細竹を寄せ、各板の正側面に向つて細竹の綫を押し、菊形の鋲を打ちて之を固め、而して四隅の柱を附け、屋蓋を加へ、扉扉を設け、臺輪を廻はして以て厨子の形狀を作れり。打見たる所極めて花車にして潇洒優麗の趣ありと雖も斯る脆弱なる材料を以てして能く千幾百載後の今日に遺存し、其の堅牢なること鐵龕にも比ぶべきかと怪まるゝを想へば、其の構造に尋常ならざる妙技の施されたるは明かなり。又これが主要なる材料の細竹は流記の文に斑竹とあれども今は古色いたく蒼りて竹の斑紋を檢するに由なし。又其の質と形狀とは稍箭簇と稱するものに似て少しく細きものなれども、箭簇は枝多く、節の邊り太きものなるに、此の細竹は枝少く、節も一見棕櫚竹若くは葦の節に酷似して本邦產の細竹類には絶えて見ざる全く別樣のものなり。但し四隅の柱部其他に極めて少數の箭簇を用ひたれども勿論後世の補修なれば怪むに足らず。又內部の板は法隆寺時代の彫刻に好んで用ひたる楠に似たる一種の木材なり。

金具は殆ど全部鐵製にて、唯扉扉の鉸の截透ある表面のみに銅を用ひ、其裏座は勿論截透の伏金迄も鐵板を用ひたり、飛鳥時代はいふも更なり降て奈良時代に至りても厨子等の金具には皆銅を用ひてしかも必ず鍍金を施すを例とせるに此厨子の殊更に鐵を賞用せるは一奇といふべし。而して又此厨子を置く所の臺即ち雲形の脚を着けたる平卓とも文臺とも見ゆる物は保存の目的或は持運びの便宜を考へて後人の作りたるものなり。

又これが製作年代は流記の文によれば行信僧都の天平年間と解せられざるに非れども右奉納大僧都行信とあるは行信所集の廿卷の經文類を指せる者と解する方却て穩當なるべし。製作は極めて巧妙なれ

ども他には絶えて類品を見ざるのみならず、僅々二尺五寸の小物なれば時代の特徴を察するにはあまりに使り無き感なきにしもあらず。されども其の扇鈴の形狀、截透に現はれたる奇古遒健なる一種の手法の、盛唐以前の藝術に属すべき は敢て識者を待つて始めて知るべきに非ざるなり。而して飛鳥時代より我邦と交通の歴史を有したる支那江南一帯の地は由來竹類の豐産地にして、小野妹子が御命を奉じて經典探訪を爲せしと傳ふる所の南嶽衡山は實に江南の一聖地なり。故を以て人の或はこれが製作地を江南に求めんとする者あらば、吾輩は直ちに之を斥けて無稽の妄語と斷言するに躊躇せざるを得ざるなり。

第七、第十三、御物　繪殿繪屏風　二曲屏風 壁半

其一　高六尺一寸三分　濶九尺〇四分　其二　高六尺一寸三分　濶九尺六寸四分　其三　高六尺一寸五分　濶九尺〇六分

繪殿は東院主要の法殿の一にして、舍利殿と並び、夢殿と傳法堂との中間に立てり。聖德太子傳私記に舍利殿三間、繪殿三間、中間一間、惣七間也、南向也といへるものこれなり。殿内壁面に聖德太子御縁起を書けるを以て此稱あり。現在の壁畫は天明六年法橋周圭が描寫せし新圖にして、原圖は別に屏風に仕立てゝ綱封倉に收藏せしを、明治の初年御府に奉獻せり。愛に掲ぐる所の繪殿繪屏風といふは即ち是なり。太子傳古今目錄抄に、一法隆寺障子繪事、當寺建立已後四百七十年、延久元年己酉奉圖障子繪云々法隆寺繪日記に此旨見之と記し、斑鳩嘉元記にも古記云　後三條院延久元己酉始自二月初東院之繪書、五月書畢、繪師攝津國大波郷居住秦致眞、同六月十六日奉繪殿渡畢云々　即繪殿之始也とあり。又此繪殿繪屏風の裏面に貼附けたる文書に此繪の濫觴と併せて修理の顚末を詳記せるものあり。文に曰く上宮聖德法皇畫圖五間之障子傳者　人王七十一代後三條院之御宇延久元己酉年攝津國秦氏致眞奉畫寫其後二百七拾年經。人王九十七代光明院御宇建武五戊寅年（暦應改元）八月十三日始暦應二年二月十七日修補大功畢　勤進叡實禪觀房上人　湛舜奏禪房已講　修復工太夫君　繪師實圓播磨法橋

第二度修復從建武五戊寅年修復四十二年經　人王百代後圓融院之御宇康暦二庚申年十一月修補大功畢　修復工賢覺房（南都住）

第三箇度修復從康暦二庚申年修補二百九十五年經　人王百十三代靈元院之御宇延寶三乙卯年五月修補大功畢　本願西南院權律師英賢

施主泰州足助之住人鈴木氏重成山田三喜入道　繪師大阪尼崎町利兼半左衛門　北川勘兵衛　林源兵衛　繪師佐野長兵衛市左衛門　當寺役者權律師英賢　英存大法師

人王百十五代中御門院之御宇寶永七庚寅七月十一日於三寶院評定云繪殿夢違觀音大增無之不殊勝候條正面北一間押入佛壇構觀音令安置繪傳東西南脇張可然旨群議評定畢同十八日取懸之如形令造立畢　于時修理奉行中院權少僧都覺勝　年會西南院權律師行秀　沙法泰弘　法師

と、此に據れば繪傳の修補は建武五年の修復を最初として前後三回の修理と考へらるゝも、法隆寺別當記を案ずるに、高倉院の承安四年甲午三月四日繪殿書始繪師淡路君實深爲上首八人至四月四日卅ケ日三間書立畢次日五日上洛とあり。又斑鳩嘉元記にも古日記を引き

て承安二年壬辰繪殿書寫繪師淡路公人京下と記するを見れば、延久元年より百餘年を經たる承安二年、若くは四年にも一回繪殿の繪を寫したることありと見ゆ。然れども嘉元記には書寫と記し別當記には三間書立とありて字義分明ならざるも、奏致眞が創めてこの繪傳を畫きし時に四ヶ月を要し、後の建武の修補には六ヶ月を費やしたる程の大作なれば、如何に達腕の畫史とはいへ、僅々一ヶ月内に之を畫き得たりとは容易に首肯すること能はず。又別當記及び嘉元記にこの承安二年より九年前に當る長寛二年の條に、八月上宮王院繪殿戸三間改立之中略不只一間也といふ記事あれば、繪殿に變災ありしとも考へ得難し。されば書立若くは書寫とあるは之を修理と解するかた穩當なりとせんか。果して然らばこの繪傳の修理は天明六年新規書改め以前に四回の大小修補を受け、更に又之が現狀の屏風に仕立らるゝ際に第五回の修理を加へられたるなり。屏風裏貼文書に曰く、右古畫奉修補二枚屏風數五ッに張り天明八戊申暦正月十六日より於彌勒院表具師山村安兵衛修補始之三月上旬修補成就畢當年新繪供養之法事可有之處京都大火正月晦日四御所不殘燒失右大變に付當年法事相願候儀延引也依之修補成就之上一山江令披露綱封倉江奉收者也

天明八戊申年三月日

修補願主彌勒院大僧都式部卿千範

奏致眞は法隆寺に由りて其名を不朽にせし畫史なり。繪殿東面相殿の太子七歳の御像本大錦頭廿二集參照腹内銘に佛師圓快繪師奏致眞とあり。而して右御像の造顯は後三條院の治暦五己酉二月五日にして、實に本繪傳の敬寫に着手せしと同年同月也。即ち彼は御像の彩色を終りて、直ちに繪傳の大製作に移るの羌運を得しなり。抑も藤原時代の繪畫にして今の世に傳はれるは二三の貴珍なる繪零物を除けば殆ど皆佛畫なり。而してそれすら其數甚多なるに非ず。大作としては法勝寺法成寺の屏繪、無量光院鳳凰院の壁畫等當時世に知られたる名畫ありしも、今は皆傳はらず。唯僅かに法界寺と平等院との壁畫及び本繪傳の殘存するありて、稱り佛天の加護を誇るものに似たり。平等院の壁畫とは鳳凰堂内壁面及び其扉に釋尊八相成道體相二十五菩薩及び淨土九品の圖を畫きたるものにして、繪所長者爲成の筆蹟なり。蓋しこは當代壁畫中の大作にして法隆寺金堂の壁畫と共に世界に喧傳せらるゝ所なりと雖も、其の題目の人間實生活に觸るゝもの尠きを以て其製作の大なる割合に繪畫としての價値低く、到底伴大納言繪卷、志貴山緣起等と雁行する能はざるものなりとす。然るに我繪殿の繪傳に至りては其大作たるに於ても、其製作年代に於ても彼是大差なきのみならず其が題材は實に聖德太子御一代の聖蹟なれば一として實世界の生活に觸接せざるはなく、之を當代の繪零物に比するも其興趣に甲乙なきは固より其所なりとす。而して又その物柄が普通繪卷物の如くに著しるしく場面の制限を受けざる者にして作者の靈才も縱横に發揮せられたれば、寧ろ此の點に於ては繪卷物にも勝れる所ありといふべきか。好古小錄に此繪を以て古來の繪傳中の巨擘と稱せしは頗る要領を得たりと謂ふべし。この外又本繪傳には壁畫として他に類例を見ざる特異の點あり。同時代の壁畫は皆法界寺の如く直ちに壁面に畫きたるもの、又鳳凰堂の如く壁上に羽目を張り、之に素地を施して描畫せしものなるに、本繪傳は則

ち之を絹本に畫きたり。古傳に傳れる宮中等の障子繪の類にはまゝ絹本を用ひたるものありしやも知るべからずと云へ雖も、佛堂の壁畫には全く他に類を見ざる所なりとす。案ふにこれを願主及び作者の敬度なる本願により、最も莊嚴精美なる御緣起を造顯せんとの用意に出でたるべしといふも。敢て臆斷にはあらざるべし。蓋し他の壁畫の如くに建造物其儘の壁面、若くは羽目に描寫せんとすれば勢ひ精緻なる揮灑を試むるを得ざるものなるべきは、畫家ならざるも明に之を察知し得べし。されば本繪傳は先づ繼素を展べ、布置を整へ、意匠を凝し、以て此精好なる揮灑を畢り、然るのち之を羽目に貼付けたるものなるは、嘉元記の文に六月十六日奉繪殿渡畢とあるによりて明かなりとす。但し描寫に至適なる繼素も自然の破壞力に對しては最も脆き物質なれば、當初の名案も意外の軟惰を來たし、畫面の剝脱壞損年と共に加はりて、八百五十年間に五回の大小修補を經たれば其修補の都度畫家の爲めに恣に自己の意匠を施し以て新樣に塗改せられし箇處も多く、然らざるも彩暈を重ねられ、界線を加へられて原畫の筆致を害ひたる所甚だ多くして、具眼者ならざれば原畫の面目を髣髴し、作者の靈才を認識する能はざるものあるを遺恨とす。

第十四、第十八、東院繪殿壁貼付　上宮太子御緣起

其一　高六尺三寸五分　横八尺九寸　其二　高同　横九尺八寸　其三　高同　横九尺三寸　其四　高同　横八尺九寸　其五　高各六尺三寸　横各四尺四寸

御物　繪殿繪屏風裏貼の文書中に左の一文あり、當寺自古有畫圖傳記其寺傳云延久元年摂津國人秦氏致其筆也去今七百有餘年著色剝落圖樣模糊殆不可辨者過半矣寺中彌勒院現住大僧都範公深嘆其事數商議山中諸老別寫古圖挂之堂壁以原本面收藏寺庫欲傳後世其用意尤深矣古昔秦氏之時與互勢氏相去未遠應知此圖畫法有典型也畫題傳詞世尊寺伊經卿之書也光良辱範公之命而雖草古圖不曾才技不及先賢時之相後數百年豈得肖古人渾厚氣象乎徒存形影神彩索莫矣有復舊觀勉强把筆聊記其來由

天明丙午年冬十月勅任法眼位吉村周圭充真書

又修復發願主大僧都千範の名書ある文書の中に、于時天明四甲辰十月不得止事一山諸衆五訴乞懇勉金別寫如元張付古畫五間傳記修補而收藏鋼封倉欲傳後世之畫工華井氏某に命新寫之儀至乙巳冬畫圖新寫既二間纔成就畫不至所存不埒付天明六丙午二月二十三日畫工改轉而吉村法眼位周圭充真に命委新寫之儀領掌而同七丁未秋九月大功成就畢云々と記せり。これ等の文面にて此繪殿新繪傳の由來は極めて明瞭なり。吉村周圭は大阪の畫人探仙叟法眼周山の男なり。周山は牲川充信の門人、充信は探幽の高弟鶴澤探山の門人なれば周圭が狩野派の一畫人にして、しかも父周山が同派中にありて一家を成したるを思へば周圭亦必ずしも狩野の範疇に拘はらざりし人なるべく、而して此新圖恐くは彼が一生の精神を傾注せる傑作なれば、就て以て彼の畫風を鑑賞すべきなり。此畫史も亦吾が法隆寺に由りて其名を不朽にせる一人なりと謂ふべし。

(一四) 子猷訪戴 雕版

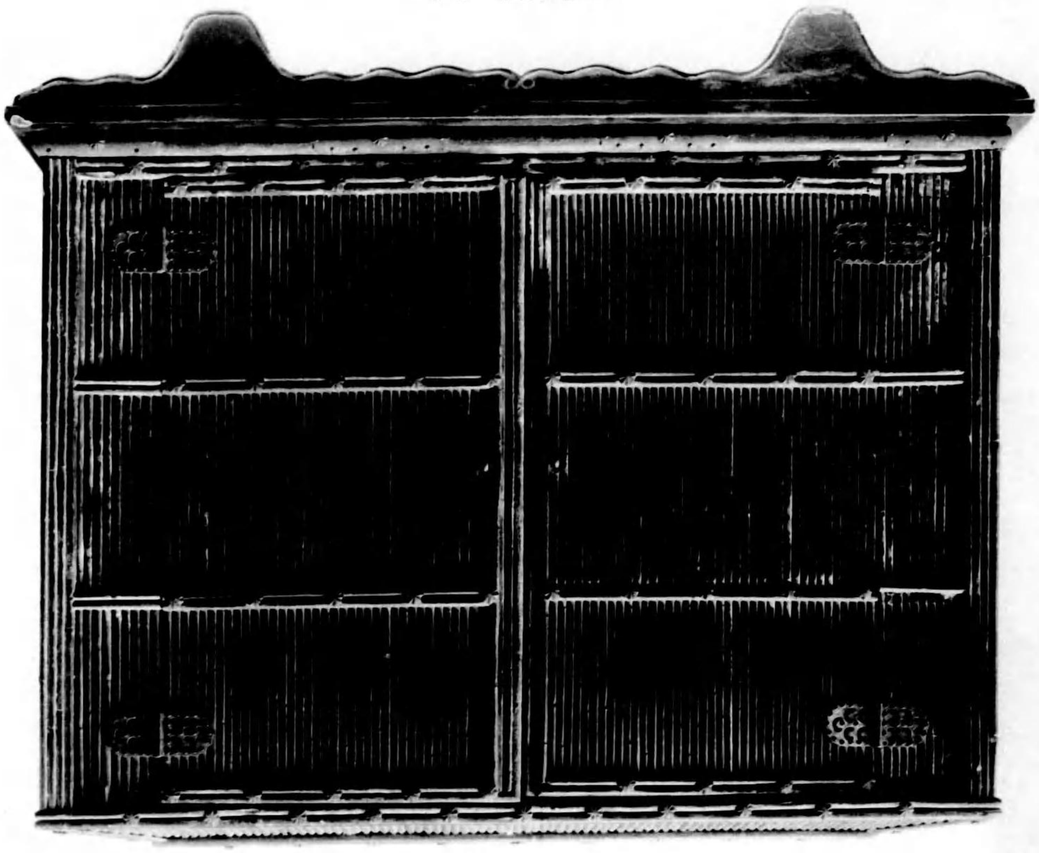

(三)子母鐘竹 物部

故宮博物院藏

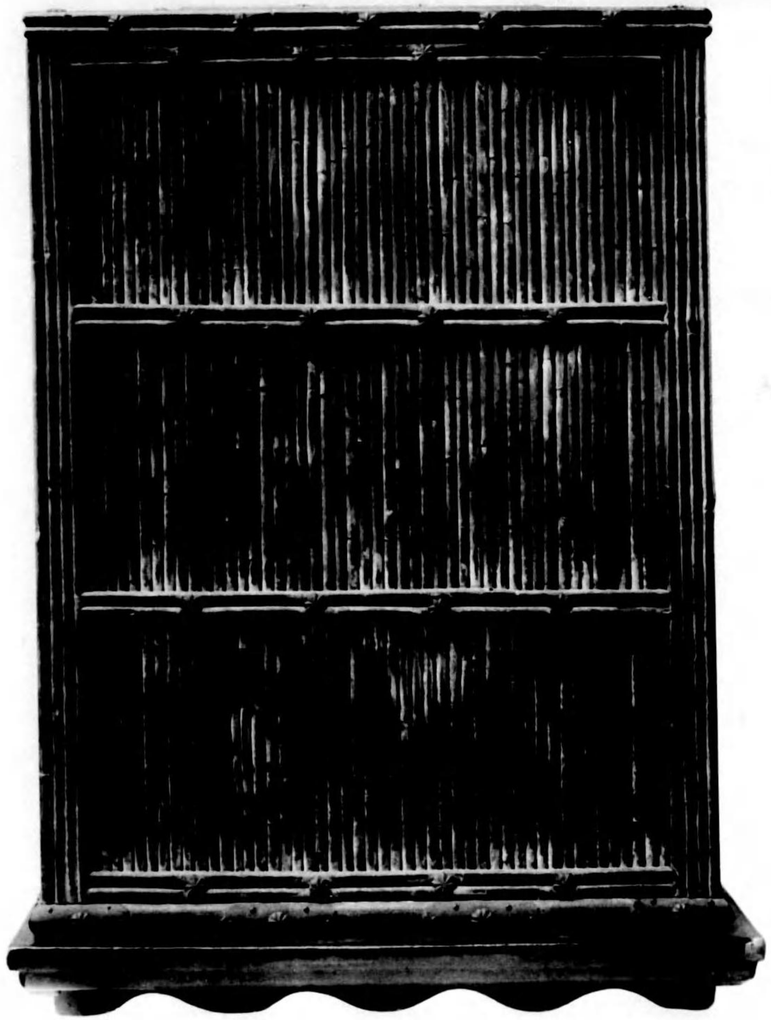

(二八二)子屏製竹　物御

四海 分別子所說分 第十四

國立臺灣大學圖書館藏

竹踏み　物干

(清) 子期製竹 筆筒

故宮博物院藏

藏書之印

隻半左一 風屏檜殿檜 物卯

法隆寺藏版

雙手右三〃風屏清殿圖　物印

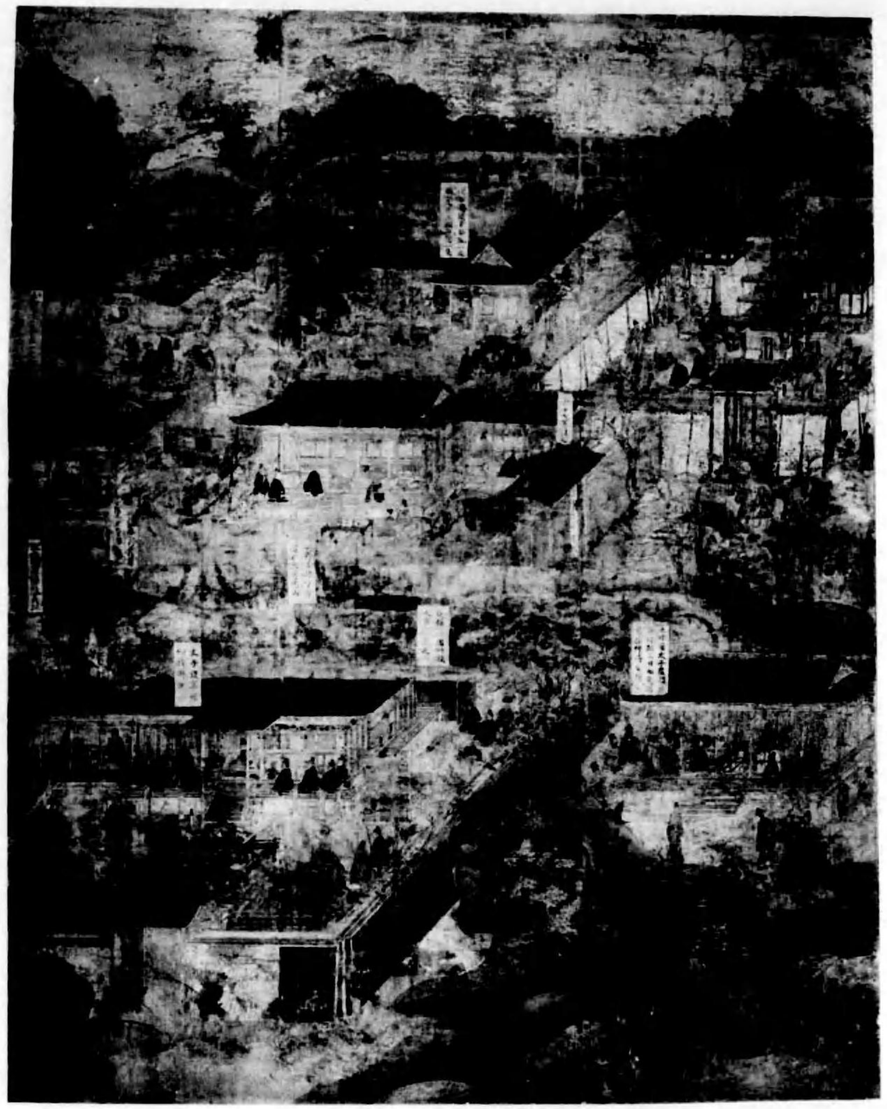

隻手左二ヵ風屏繪殷徐　物語

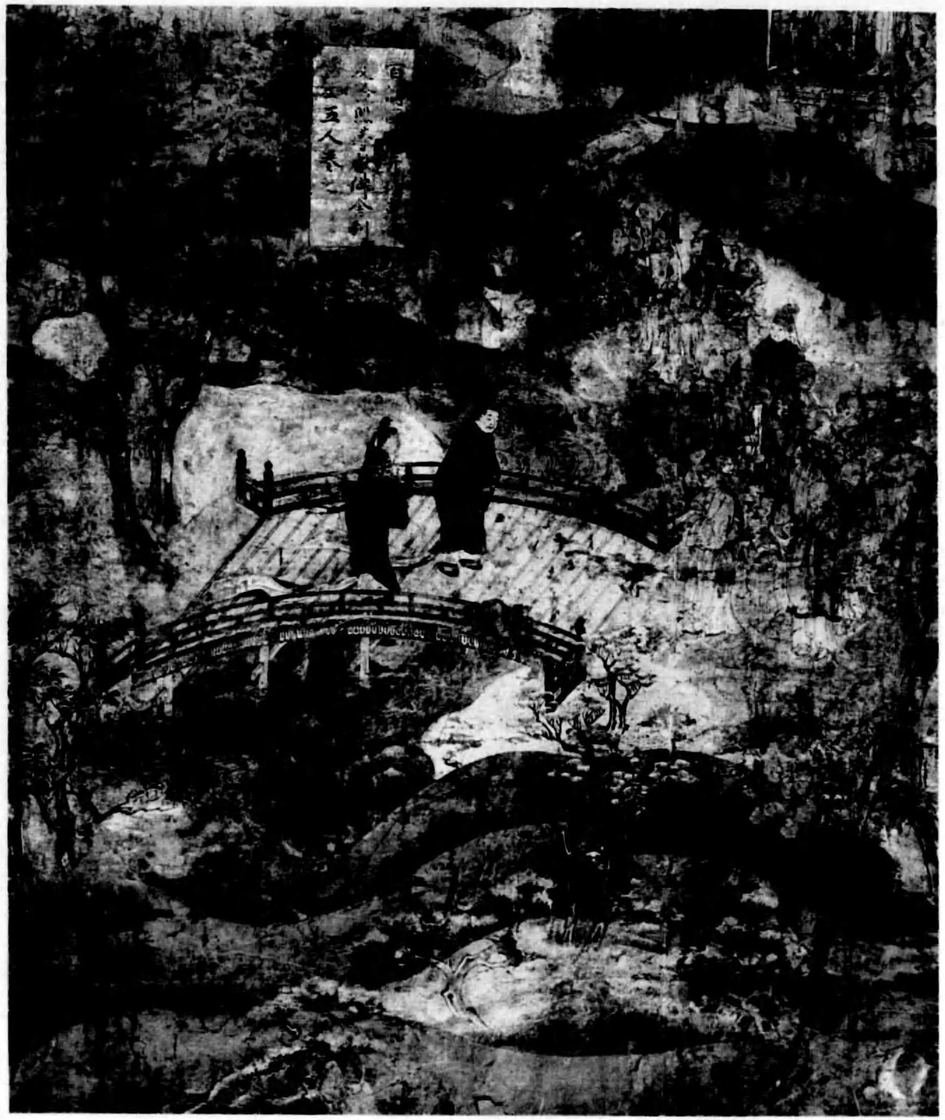

第一隻半右二人風屏檢證檢　物部

法隆寺藏

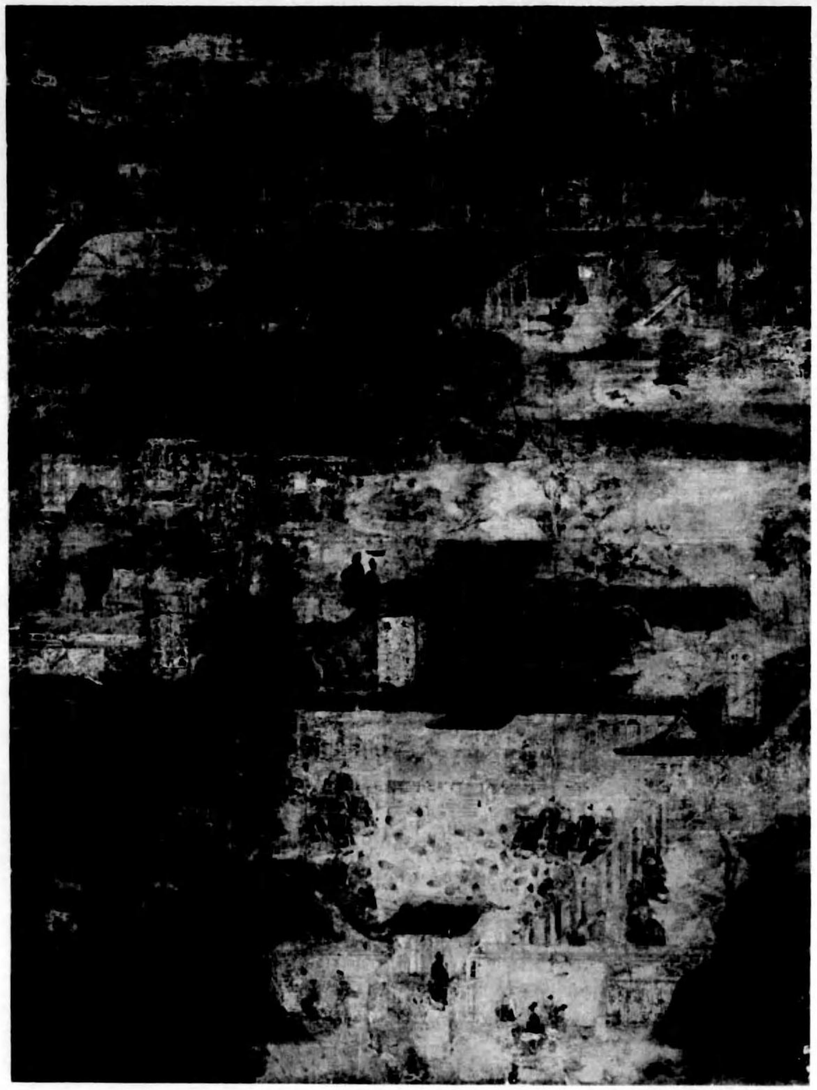

牧牛右 [illegible] 風景檢殷檢　物卿

雙干左 二 風屏繪殿繪 物師

（一六）德特曼子太宮上 付斯電廳樹

三六 起鶴柳子太宰上 付原空鶴神

北京圖書館藏

南京市博物馆

繪殿壁貼付 上宮太子御縁起 (三九)

大正五年三月廿六日印刷
大正五年三月三十日發行

大和國法隆寺藏版
東京美術學校編輯

東京市下谷區上根岸町百廿二番地
發行者　白石村治

東京市下谷區中根岸町六十八番地
印刷者　武田勝之助

東京市下谷區中根岸町六十八番地
發行所　墨彩堂

終